

議案第25号

大阪市立郊外小学校及び中学校の寮舎使用料に関する条例を廃止する
条例案

大阪市立郊外小学校及び中学校の寮舎使用料に関する条例（昭和26年大阪市条例第44号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

郊外小学校及び中学校の寮舎使用料を廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市立郊外小学校及び中学校の寮舎使用料に関する条例

第1条 大阪市立郊外小学校及び中学校の寮に入舎しようとする児童及び生徒の寮舎使用料の額及び徴収方法は、別に定があるものの外、この条例の定めるところによる。

第2条 寮舎の使用料は、日額80円以内とする。但し、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託を受けた者については、徴収しない。

第3条 寮舎使用料は、教育委員会の定めるところにより、学校長が徴収する。

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認める者については、寮舎使用料を減免することができる。

第5条 寮舎使用料の納付を怠る者は、退舎させることができる。

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。